

令和元年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	令和元年9月10日(火) 広島合同庁舎4号館1階第12号会議室
委員	森嶋 久雄 (委員長/不動産鑑定士) 伊藤 博文 (委員長代理/税理士) 谷村 吉弘 (公正取引協会客員研究員) 田邊 尚 (弁護士) 川西 澄 (大学院准教授)

II 契約実施機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：陸上自衛隊

審議対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日	
審議対象件数	12, 272 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	12 件	(審議概要) 「抽出案件」 ・一般競争入札 ・随意契約
一般競争	8 件	
指名競争	0 件	
随意契約	4 件	
	意見・質問	回 答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	<p>【一般競争入札】（複数者応札） 《松山（30）3号外来宿舎便所改修工事》 第348会計隊松山派遣隊 落札率 99.36%</p> <p>・3者応札、うち2者辞退で2回の入札となっているが、いきさつについて知りたい。</p> <p>【一般競争入札】（1者応札） 《（30）201号本部庁舎他便所改修工事》 三軒屋弾薬支処 落札率 99.63%</p> <p>・1者応札について考えられる点は何か。</p>	<p>・本入札においては、1回目の入札で3者から応札があったが、予定価格に達する業者が1者もなかったため、再度入札を実施した。再度入札を実施したところ、1者は工期及びその業者が行う他の工事との関係で辞退、1者が当初の入札金額より安価で入札できないため辞退し、応札した1者が予定価格に達し落札となった。</p> <p>・本入札においては、当初2者から入札の意思の表明があったが、</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>【一般競争入札】（1者応札）</p> <p>①《陸上自衛隊松山駐屯地で使用する電気》 第348会計隊松山派遣隊 落札率 100%</p> <p>②《善通寺駐屯地第1・第2営舎地区で使用する電気》 第348会計隊 落札率 98.75%</p> <p>③《善通寺駐屯地第3営舎地区で使用する電気》 善通寺駐屯地業務隊 落札率 82.35%</p> <p>④《駐屯地電気料》 三軒屋弾薬支処 落札率 82.41%</p> <p>・契約金額や落札率に差があるものの、いずれの契約も30.4.1～31.3.31納期の電気供給契約と思われるが、すべて1者応札となっている。どのような点が考えられるか。また、善通寺駐屯地については第1・第2と第3に分離発注する理由は何か。</p>	<p>1者から工期に間に合わないため辞退する旨の連絡があり、1者応札となったものである。1者応札となった理由は、予算等の関係から年度末の工事となったこと、また、西日本の豪雨災害の影響から、その公共工事の需要が高まり、人手不足が生じていると業者から伺っており、その点も影響したと考えられる。</p> <p>① 1者応札となった理由は、平成30年の9月まで電気メーターが四国電力の持ち物で、古いものであったため、他の業者が参入するには、検診の手間等の関係からメーターを取り換える必要があったことから他の業者参加するのが難しかったためと考えられる。なお、平成30年9月に取り換えた以降の平成31年度分の入札は3者が応札している。</p> <p>② 前年度は2者から応札があったが、平成30年度の入札においては、前年度応札者2者が二酸化炭素の排出係数の基準を満たさず競争参加資格を満たさなくなったこと及び前年度の入札の状況を踏まえて辞退したことから新規参入業者の1者応札となったものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>【一般競争入札】（1者応札）</p> <p>①《給食業務の部外委託役務及び 食器洗浄等役務》 第356会計隊日本原派遣隊 落札率 96.64%</p> <p>②《給食業務部外委託ほか》 三軒屋弾薬支処 落札率 99.66%</p> <p>・いずれの契約も4月1日から3 月31日の納期の契約で、A社と の1者応札となっている。どのよ うな点が考えられるか。競争契約 で同様の給食業務の部外委託があ るが、そのうち1件の契約だけ が、84.80%の落札率であ り、他は高落札率となっている。</p>	<p>③電力供給の約款では1つの敷地に 対して1つの契約と決まっているた め分離発注をしている。なお、本来 は、第1・第2・第3営舎地区でそ れぞれ契約する必要があるが、普通 寺駐屯地の第1・第2営舎地区は過 去1つの敷地であったこともあり、 第1・第2営舎地区を1つの契約で 実施させてもらっている。</p> <p>④本入札では、当初複数社から問い 合わせがあったものの、応札があっ たのは1者のみとなった。理由を確 認したところ、入札の実施時期が遅 く経済産業省への切り替えの申請が 間に合わない旨の回答があり、それ が原因と考えられる。なお、平成3 1年度からは入札実施時期を1ヵ月 程度繰り上げて実施している。</p> <p>①当初、2者より参加表明があつた が、入札実施前に1者より入札辞退 の連絡があったことから1者応札と なったものである。過去に入札に参 加していた業者等も含めて確認をし たところ、昨年度の落札金額等を勘 案すると落札するのが困難、また、 人員の確保が困難という旨の回答が あり、それらの点が1者応札に影響 していると考えられる。落札率につ いては、当駐屯地の過去5年間の落 札を見ると80%を下回る年もある が、入札金額を決定するのは業者で あり、業者側の努力により、官側で</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>【随意契約】 第350会計隊 ①《仮設教場等リース》 落札率 100% ②《仮設教場リース》 落札率 100% ③《ハウスリース（連棟式）》 落札率 100% ④《コンテナハウスリース》 落札率 100%</p> <p>・①、②については契約時期が4月2日で、③、④については7月18日となっている。①の契約相手先はA社、②の契約相手先はB社であり、③、④の契約相手先はC社となっている。随意契約となったいきさつについて知りたい。あわせて、同様と思われる借上契約でありながら、競争入札により落札されている契約について、競争性が確保されていることがうかがえるが、かたや随意契約で、かたや競争契約となっているが、その違いはどのようなことが考えられるのか。</p>	<p>想定した金額よりも低価格になったものとする。</p> <p>②日本原駐屯地と同様に昨年度の契約金額を鑑みると落札するのが困難、また、人員の確保が困難という旨の回答があり、それらの点が1社応札に影響していると考えられる。</p> <p>・①の「仮設教場等リース」及び②の「仮設教場リース」は、新隊員等の教育に使用するもので、平成29年度に設置及び30年3月末までのリース、平成30年度で教育終了までのリース及び解体を行うものである。平成29年度及び平成30年度を併せて競争入札を行い、平成30年度分を同一業者との随意契約と整理していることから随意契約となったものである。③の「ハウスリース（連棟式）」及び④の「コンテナハウスリース」は、豪雨災害に伴う災害派遣要員の増員に伴い、既存の施設では対応ができなくなったことから緊急調達を実施したため、随意契約となったものである。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。
談合情報	0 件	
点検結果疑義	0 件	
○委員からの 意見・質問	意見・質問	回 答
	・なし。	なし。
○それに対する 回答等		
○委員会による 意見の具申 又は勧告の内容	・なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）				
再苦情申立件数 （再説明請求件数）	総件数	0 件	(備考)	
一般競争		0 件	なし。	
指名競争		0 件		
随意契約		0 件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）	申立日	件 名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問	意見・質問		回 答	
	なし。		なし。	
○それに対する 回答等				
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。			